

平成 30 年度第 1 回甲賀市人権尊重のまちづくり審議会 会議録

開催日時	平成 30 年(2018 年)12 月 19 日 19 時 10 分から 20 時 50 分まで
開催場所	市役所 4 階 402 会議室
出席委員	真山達志委員 西村泰雄委員 安達みのり委員 福井世津子委員 渡邊満栄委員 太田文子委員 古谷兼一委員 山本淳治委員 山中孝悦委員 坂田泰子委員 西田喜代子委員 高岡治委員 【12 名出席】
事務局	正木副市長 市民環境部 岡根部長 藤村次長 人権推進課 (藤村課長) 岡崎課長補佐 三ヶ月係長
会議次第	1. あいさつ 2. 委員・事務局職員の紹介 3. 甲賀市人権尊重のまちづくり審議会の設置目的及び所掌事務等の確認 4. 会長・副会長の互選 会長： 副会長： 5. 議事 (1) 甲賀市人権に関する総合計画の進行管理について 6. その他 (1) 今後のスケジュールについて 7. 閉会
会議資料	会議資料 1 会議資料 2 会議資料 3 会議資料 4 甲賀市人権に関する総合計画 (冊子)
会議内容	開会 甲賀市市民憲章唱和 1. あいさつ 副市長 あいさつ 2. 委員・事務局職員の紹介 委員自己紹介 事務局自己紹介 3. 甲賀市人権尊重のまちづくり審議会の設置目的及び所掌事務等の確認 事務局：条例及び規則に基づく審議会の位置づけについて、会議資料 1、2 によ

り説明。

審議会の公開について説明。

4. 会長、副会長の互選

事務局：審議会規則第5条では、審議会に会長、副会長を置くこと、併せて会長及び副会長は、委員の互選により定めることと規定している。どのような方法で決定したらよろしいか。

委員：事務局案はありますか。

事務局：会長に真山達志委員、副会長に西村泰雄委員を提案。

委員が承認後、会長からあいさつ。

5. 議事

(1) 甲賀市人権に関する総合計画の進行管理について

会長：甲賀市人権に関する総合計画の進行管理について、事務局から説明願う。

事務局：【冊子P71】進行管理には3つの目標指標があるが、4年ごとのアンケート調査のため今回はこの数値を把握できない。

【参考資料1】分野ごとの取組に関係各課のどの事業が対応するか、基礎資料として一覧表にまとめた。上位計画である市の総合計画において、既に事務事業評価が実施されており、まずは、これを利用した。

【参考資料2】人権の施策評価は数値化することが難しいが、事務事業評価のA～Dを点数化して集計した。これによると、「インターネットによる人権侵害」の点数が低いですが、こうした「定量的な分析」ですべてを評価することは限界がある。

【会議資料4】【冊子P63～69】【参考資料1】各分野ごとの取組の目標に対応する事務事業を「主な取組」として、またそれらを最終的に「総括」として評価とした。(各分野ごとに特徴的な事業を説明。)これら会議資料1～4を市ホームページに公表したい。

<委員意見等>

会長：質問や意見はありますか。

会長：参考資料1において、総合計画の事務事業評価を流用する場合、人権に関する取組はその一部だけである場合も多いと考えられるので、できるだけ個別評価としたJ列を埋めたほうがよい。また、取組結果・成果・課題についても、事務事業評価として全体の評価はあるが、これを人権や分野別目標の観点から評価するように、関係課に照会されたい。

委員：これだけの事務事業を評価する作業は大変と思われるが、なぜこのような負担がかかるようなやり方をされたのか。

事務局：今回の評価に当たり、まず人権に関する総合計画のどのレベルで評価するか考えたが、例えば冊子66ページにあるが、「盲導犬等への理解推進」といった細かなレベルに対応して各々を評価するのは困難である。従って、上段に挙がっているような、それよりは大振りな目標レベルで

評価することとした。この場合に、総合計画の事務事業評価が既にあるので、事務負担も減らす意味でもこれを流用したが、それだけでは評価しきれないので、事務事業評価で分からない部分について関係課に照会した。計画の今回の評価のために、各課が一から作業を全部したのではない。

委員：「評価」である以上、どのような根拠で評価しているか明確であるべきと考えるが、説明いただきたい。

事務局：事務事業評価のA～Dは総合計画の評価手法（計画値と実績値）によるが、必ずしも数値での対比により可能な事務事業ばかりではない。

委員：人権に関する総合計画において、数値目標としてはどのようなものが挙げられていたか。

事務局：冊子71ページの目標指標による3項目があるが、来年度アンケート調査予定のため未だ数値は把握できていないため、これによる評価でなく先ほどの方法で行った。

会長：人権に関する総合計画を実現するための実施計画は、総合計画の実施計画に委ねている部分がある。人権に関する総合計画での数値目標は上記3項目だけであるが、4年に一度のアンケート結果だけでなく、定期的な進行管理は必要。ただ、人権のためだけに膨大な評価作業を改めて行うのではなく、総合計画の評価で利用できるものは流用していることになる。

委員：審議会の中で、市役所の現場担当部署レベルのことまでチェックが必要か。

事務局：参考資料1がそれにあたるが、検討いただきたいのはこれをまとめた会議資料4の内容である。

委員：冊子71ページの目標指標の「「人権が尊重されるまち」になっていると感じる割合」は、同じ項目が滋賀県の調査にもあり、平成28年で55.4%まで向上しているが、市の数値との開きがあるのはなぜだろうかと疑問を抱いた。

学校の現場で把握していることとして、以下の発言。

<女性の人権>放課後児童クラブが10年20年前とは全く違うくらい利用者が増えているが、数字には表れない分もある。（児童クラブは利用せず、兄弟を待つために放課後の学校に残留している児童の増加）という、新しいニーズの発生にも注目しなければならない。

<子どもの人権>同じように虐待の数字にまでは表れないが、慎重に見守っているケースはある。

<障がいのある人の人権>主な取組に学校教育課の特別支援教育に関する事業が挙がっていない。支援を必要とする人への合理的配慮の提供

と共に、周囲の人間の障がい理解が進むような施策が必要。

会 長：総括についても障がい福祉課だけが関わっているような内容となっているので、今のご発言内容（周りの人の理解を高める教育等の文言）を盛り込むことはできないか。

事務局：了解。

委 員：来年4月から入管法が変わる。外国人が増える中で、この総合計画も変わっていくべき。今後、定住化が進む中で、現状がどうであって、行政としてどのように対応していくのか。

会 長：この計画ができた時点では、昨今の外国人受入れの想定は当然ないが、今までとは状況が異なってくるということで、人権についても新たな対応が必要ということになる。今回の評価の話というよりは、今後の施策展開の課題について審議会の中であった意見として、市として受け入れてほしい。また、総括において、今の内容を課題として盛り込むことができるかと思う。

委 員：会議資料4の6ページには、「外国人の人権」に避難情報の多言語化等が挙げられているが、高齢者や障がい者を含めた、災害弱者への市の施策はどうなっているか。

事務局：外国人を含め、災害時に配慮が必要な方への対策は、市の最重要課題と認識している。市で要支援者名簿を作成し、地域において要支援者を把握していただけるよう調整を進めている。

委 員：こんなにたくさんの人権に関する施策があると知り驚いた。市民が各事業に参加しているが、人権の意味があることをもっと知ってもらったほうがいい。各分野の個々の取組もいいが、各分野が集まってシェアし合う場があってもいいのではないか。また、SDG s（エスディーゼーズ：持続可能な開発目標）の観点を甲賀市も取り入れて、市の取組を広げていくことはできないかと思う。

※会議を受けて、事務局と会長で調整し、会議資料4を修正して公表する。

6. その他

(1) 今後のスケジュールについて

事務局：平成30年度が終了したら、関係各課対象に進行管理を行い、人権推進課で取りまとめ、審議会を開催したい。平成29年度分の進行管理は平成30年度と併せて、関係各課にフィードバックし、その後の予算要求や施策運営に反映していきたいが、内部調整も必要であることから、審議会が開催できる状況になれば通知させていただきたい。

7. 閉会

西村副会長 あいさつ